

Q8. 休憩室や食堂は社員専用。パート労働者も使いたいです。

A8. 給食施設、休憩室、更衣室はパート労働者も利用できることになっていますので、事業主や短時間雇用管理者に対応を求めましょう。

これら三つについては、事業主はパート労働者も利用できるように配慮しなければならぬことになっています(パートタイム労働法第11条)。配慮するとは、例えば、食堂に定員があり、正社員と全く同じ利用条件で利用できない場合でも、昼食時間帯をずらすなど、パート労働者も利用できるように工夫することなどです。